

広報かどま 6 (2024) 年 11 月号

「保険金を使って住宅を修理しませんか」 がきっかけでトラブルに

「風水害や雪害が原因で壊れた箇所を損害保険で負担なく修理ができる。」と事業者が訪れた。当社で見積もりを出し保険適用されれば保険金が出ると言われ、数年前の台風でベランダの屋根がゆがんだことを話した。後日調査員が来ると言われ申込書にサインした。サインした後申込書を確認すると「保険金額が見積金額より少なく修理工事を行わない場合は 30 パーセントの手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、保険金額によって修理工事するかどうか決まるのはおかしい。申し込みをやめたい。

勧誘を受けた時点では、保険金が支払われるかどうか、修理工事の費用が保険金額の範囲で収まるかどうかは分かりません。保険金の請求は手数料を払い事業者に依頼しなくても契約者自身で請求できます。まずは契約している保険会社または代理店に相談しましょう。

問合せ先

門真市消費生活センター

TEL:06-6902-7249